

子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方

—答申—

なごや子ども・子育て支援協議会

令和元年 6月

目次

はじめに	…1
I 計画策定の考え方	…3
1 策定の趣旨、計画の位置づけ	
2 計画の期間	
3 計画の対象	
4 計画の基本的な視点	
(1) 子どもの最善の利益を重視し、権利を保障する視点	
(2) 当事者参画の視点	
(3) さまざまな困難の予防、早期発見・早期対応の視点と、一人ひとりの発達に応じた支援の視点	
(4) 支援を必要とする対象につながるための情報提供やアウトリーチの視点	
(5) 名古屋市の資源や相談・支援ネットワークの活用・充実をはかる視点	
II めざす姿と成果指標	…6
1 めざす姿	
2 めざすまちの姿	
3 成果指標	
III 現状と課題	…7
IV 施策・事業	…8
1 施策	
(1) 子どもの権利を守り生かすことへの支援	
(2) 子どもの健康の支援	
(3) 居場所と安全の支援	
(4) 学びの支援	
(5) 多様な交流と体験の支援	
(6) 子ども・親総合支援	
(7) 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援	
(8) 経済的負担の軽減	
(9) 地域全体での子育て支援	
(10) 子どもや子育て家庭が快適で安全に過ごせる環境づくり	
(11) 多様な働き方に対応できる環境整備の促進	
(12) 質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供	
(13) 社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援	
(14) 児童虐待等への対応	

- (15) ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援
- (16) いじめのなどの未然防止と早期発見・解決への対応
- (17) 社会的養育が必要な子どもへの支援
- (18) 障害や発達に遅れなどのある子どもとその家庭への支援
- (19) 外国につながる子どもとその家庭への支援
- (20) 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進

2 事業

3 進捗管理

V 子ども・子育て支援事業計画	…18
参考資料	…19

はじめに

なごや子ども・子育て支援協議会は、平成 29 年 5 月に「次期計画準備・調査部会」を、平成 30 年 4 月に「総合計画策定部会」「子ども・若者計画部会」「子育て家庭計画部会」「教育・保育計画部会」を設置し、次期「子どもに関する総合計画」の策定に向けた検討を重ねてきた。

平成 31 年 2 月、名古屋市長より協議会に対し、次期「子どもに関する総合計画」骨子案及び施策の方向性についての諮問があったことから、計画への反映を期待する施策のあり方などについて、なごや子ども・子育て支援協議会として名古屋市長に対して提言するものである。

名古屋市は、平成 18 年 4 月、子ども青少年局を設置し、「なごや子ども条例」を平成 20 年 4 月に施行した。平成 17 年度から平成 26 年度までの前後期 10 年間にわたる「なごや子ども・子育てわくわくプラン～名古屋市次世代育成行動計画～」、平成 27 年度から平成 31 年度を計画期間とする「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2015～名古屋市子どもに関する総合計画～」に従い、市は、「子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するなごやのまち」（「なごや子ども条例」前文）をつくる取り組みを進めてきたところである。また、「子ども・子育て支援法」等に基づき、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が実施され、本市においても「名古屋市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもに関する総合計画」との調和をはかりながら、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を総合的に推進してきている。

なごや子ども・子育て支援協議会は、計画の進捗状況を毎年度把握し、その推進に関し、意見を申し述べてきた。現行計画の計画期間における市の主な取り組みとして、保育ニーズの高まりに対応した保育所等の整備を進めており、保育所等利用児童数は平成 30 年度はじめに約 45,800 人に達し、平成 27 年度当初と比較して 5 千人ほど増加した。また、保育案内人を全区・支所へ配置し、個別のニーズや状況に合わせた情報を提供している。こうした取り組みにより、平成 26 年度から平成 30 年度の 5 年連続で待機児童ゼロを達成した。さらに、24 時間緊急一時保育事業の拡充等、さまざまな保育事業を推進するとともに、多子世帯及びひとり親世帯等の利用者負担額軽減をはかってきたところである。

小学校就学後の子どもについても、放課後等の安全・安心な居場所の確保とともに、豊かな体験・活動を行うことができるよう、放課後事業を推進してきた。

子どもの虐待防止については、「名古屋市児童を虐待から守る条例」の推進をはかるべく、より一層の取り組みがなされ、平成 30 年 5 月には本市で 3 か所目となる東部児童相談所を開設、専門的職員を増員するとともに、区役所への児童相談所兼務児童福祉司の配置も進めてきている。

障害児とその家庭への支援として、発達に遅れや不安がある子どもがいる保護者が気軽

に立ち寄り、相談・交流などができる「いこいの家事業」の拡充につとめてきたところである。

困難を有する子ども・若者への支援については、「子ども・若者総合相談センター」の職員を増員するなど体制強化につとめたほか、電話やメールの相談及び居場所の提供を行う「若年者自立支援ステップアップ事業」を2か所開設した。

子育て支援については、育児困難感のある母子に対して支援を行う「産後ケアモデル事業」や産婦を対象とした「産婦健康診査」を開始した。また、地域に子育て家庭の交流の場の提供、育児不安に対する相談援助等を行う「地域子育て支援拠点事業」を開始し、子育ての不安感・負担感の緩和、地域の子育て力の向上をはかっている。

ひとり親世帯への支援として、「ひとり親家庭応援専門員」を平成28年度から順次、区役所へ配置し、生活一般や児童の養育に関する事、経済的支援に関する事などの相談に応じているほか、ひとり親家庭の中学生を対象とした「中学生の学習支援事業」については、平成28年度から生活保護世帯等を対象とする事業と一体的に進めており、平成31年度市内150か所で実施している。

新たな取り組みとして、さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親に対して総合的に支援し、子どもの目の前の進路にとどまらず将来の針路を応援するとともに、子ども自身が自分で職業だけでなく生涯を通じたライフプランを描けるよう発達段階に応じた支援をする子ども・親総合支援を平成30年度からスタートした。キャリアの専門家が学校に常駐し、将来について考えるための情報や機会を提供し、子どもや保護者からの相談に対応する「子どもライフキャリアサポートモデル事業」やさまざまな悩みを抱える子どもや親の孤立化を防ぎ、悩みや不安を軽減するため、家庭訪問により相談支援等を行う「家庭訪問型相談支援モデル事業」を実施するとともに、子どもの権利擁護機関の設置に向けた準備・検討がなされている。

このように、さまざまな施策・事業が実施されてきており、個々の施策領域では成果が生まれているものの、社会環境の変化は大きく、多様化・複雑化する子ども・若者・子育て家庭を取り巻くすべての諸問題が解決・解消に向かっているとは言えないのが現状である。

こうした状況を打破し、子ども・若者・子育て家庭が幸福感を持って生活できることを願い、この答申では、次期「子どもに関する総合的な計画」に反映することを期待する諸点をまとめている。答申の趣旨を受けとめて計画が策定され、「なごや子ども条例」の理念の実現に向け、施策が推進されることを期待したい。

令和元年6月4日

なごや子ども・子育て支援協議会 会長 金井篤子

次期「子どもに関する総合計画」(以下、「次期計画」という)の骨子案及び施策の方向性について、以下のように提案する。

I 計画策定の考え方

1 策定の趣旨、計画の位置づけ

なごや子ども条例 20 条により策定を定められた、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施していくための計画としての位置づけが明確にされていることから、骨子案における位置づけは適当と考える。

- 子ども・若者・子育て家庭に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくため、なごや子ども条例第 20 条に基づく「子どもに関する総合的な計画」として策定する
- 子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含した計画として策定する
- 次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「市町村行動計画」として位置づける
- 子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律の趣旨を踏まえる
- 名古屋市総合計画やその他の関連する各施策分野の個別計画と整合をはかり、推進につとめる

2 計画の期間

計画期間を令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間とすることについては、施策・事業をより具体的に実施していく観点からも適当であると考え、5 年間に実現すべき具体的な施策を盛り込んだ計画として策定することが望まれる。

3 計画の対象

「すべての子ども・若者・子育て家庭とそれを支える社会」を次期計画の対象とすることは適当と考える。

4 計画の基本的な視点

現行計画においては、平成26年答申における「留意すべき視点」を踏まえ、子ども・若者・子育て支援のさまざまな施策に取り組んできた。次期計画においても、骨子案の「基本的な視点」を持って計画を策定し、推進していくことを期待する。

(1) 子どもの最善の利益を重視し、権利を保障する視点

子どもは、生まれながらにして一人一人かけがえのない存在であり、権利を持つ主体である。なごや子ども条例において、「安全に安心して生きる権利」「一人一人が尊重される権利」「豊かに育つ権利」「主体的に参加する権利」は、特に大切なものとして保障されなければならないとされている。こうした子どもの権利があらゆる場面において保障されるよう留意しつつ、子どもの最善の利益を何よりも優先して計画を立案し、施策・事業を推進することが重要である。

(2) 当事者参画の視点

なごや子ども条例では、子どもが意見を表明する機会を与えられること、子どもの意見が尊重されること、子どもが意見を表明するために必要な情報の提供などの支援を受けられることといった「主体的に参加する権利」が保障されなければならないとされている。子どもは、自分たちに関わることについて主体的に参加することを通じて、当事者意識を高め、自分たちを取り巻く社会に関わり、他者と共生し、自分の行動に責任を持つことができるようになる。学校・地域など子どもの関わる生活領域における「主体的に参加する権利」の大切さを、改めて強調したい。子育て家庭についても、当事者である保護者らが計画策定と施策の遂行の過程に参加することは、当事者の個別のニーズを反映した事業の実施につながることから、重視していくべきである。

(3) さまざまな困難の予防、早期発見・早期対応の視点と、一人ひとりの発達に応じた支援の視点

困難を有する対象を早期発見するために、すべての子どもや親が支援の対象となる出産・育ち・教育の場において、困難を発見できる体制を整える必要がある。発見した場合に、迅速に適切な機関につなげるなど、早期に対応ができるような仕組みづくりを進めることも望まれる。

子どものライフ・ステージ間の移行がスムーズになされるために、保育所・幼稚園等、小学校、中学校、高等学校などの関係機関が連携して支援を行うことも必要である。例えば、保育所・幼稚園等の段階で子どもが抱えはじめていた困難に対して、小学校など次のライフ・ステージに移行した後も継続的な支援を行っていける体制を構築していくことが求められている。小学校から中学校、中学校から高等学校という学校段階の移行期において、困難が生じやすい傾向も見られることから、困難の未然防止を含め、切

れ目のない支援が必要である。制度のはざまになっている18歳・19歳への対応も課題である。

さらに、子ども自身がどのように生きていくかを考える上で、子どもの権利意識を醸成していくことは欠かせない視点であり、できるだけ早い段階から子ども一人ひとりの発達を見据えて支援を行う「開発的支援」に取り組んでいくことも重要である。

(4) 支援を必要とする対象につながるための情報提供やアウトリーチの視点

子ども・若者・子育て家庭が必要とする情報が対象に届くよう、情報を提供する時期や提供の仕方に工夫をされたい。

特に、困難を有する子ども・若者・子育て家庭は、経済的・精神的な余裕に欠け、情報に接する機会に乏しく、自ら支援の場に出向くことができない場合がある。情報提供の方法により一層留意するとともに、支援する側が出向き、支援の手を差し伸べる（アウトリーチする）ことにより、実効性ある支援を行うことが必要である。本人からの申請があってはじめて支援が開始される制度も多いが、主体的に支援を求められない状態にある人がいることを充分配慮して、支援の制度を運用することが望まれる。

(5) 名古屋市の資源や相談・支援ネットワークの活用・充実をはかる視点

名古屋市は相談機関等の専門的支援者を増員してきたところであるが、多様化・複雑化する問題に対応していくため、量的拡充とともに、専門職の安定的な配置と研修の充実等により、質的な水準の引き上げをはかる必要がある。

名古屋市は日本の他の大都市と比べ地域社会における人間関係・社会関係が維持されている地域も多い。こうしたコミュニティの特性は、地域における子ども・若者・子育て支援にとって恵まれた条件であり、資源を生かすという観点から、地域コミュニティの力を活用するような仕組みづくりにつとめられたい。

さらに、多様な領域で相談・支援をつなげるネットワークづくりも進んでいる。それぞれの分野ごとの縦割りの対応を克服し、相談・支援の機関・組織を横につなぎ、包括的な相談・支援ネットワークを強化することが必要である。

II めざす姿と成果指標

1 めざす姿

現行計画策定時に20年後のめざす姿を設定したことから、継続性を鑑み、次期計画においてもこれを基本とし、対象それぞれの望ましいあり方を設定していくことは適当と考える。

対 象	め ざ す 姿
子 ども	安心して健やかに育ち、他を思いやる心を持ち、社会性を身につけ、豊かな人間性と創造性を備えるとともに、物事を考え、意見を言うことができる子ども
若 者	経済的、精神的に自立し、主体的に社会に参画するとともに、他者と共生し社会の担い手となり、人間的に豊かな生活をおくる若者
子育て家庭	保護者が子育てに喜びを感じ、子育てについての役割を果たすことにより、子どもが安心して生活し、健やかに成長できる家庭
社 会	社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えることにより、子どもを安心して生み、育てることができるとともに、個人の多様性を認め合い、子ども・若者・子育て家庭にとっての都市としての魅力にあふれる社会

2 めざすまちの姿

なごや子ども条例の理念を尊重し、「子どもの権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちなごや」を柱とすることが望ましい。

3 成果指標

継続性を鑑み、現行の指標を用いることは適当と考える。現行計画における目標値に対する達成状況を勘案しながら、次期計画の計画期間における目標値を適切に設定し、目標達成に向け、効果的に施策を推進していくことが望まれる。

Ⅲ 現状と課題

的確な現状把握のもと、課題解決に向け、施策を推進していくことが望まれる。

子どもの権利について十分理解がなされているとは言い難い状況であり、子どもにも大人にも子どもの権利を周知・啓発する取り組みが求められている。子どもの権利を社会全体で守っていく機運を醸成し、子どもの権利を保障していくことが重要である。

子どもが健康な生活を送り、さまざまな関わりの中で豊かに育つための支援についても、引き続き注力されたい。

子育てに関する不安感、負担感の軽減に向け、それぞれの家庭にとって必要な支援が適切に提供されるような仕組みづくりを進めるとともに、地域、民間等に子育て支援に積極的に関わってもらえるよう、地域全体で子育てをするという意識を醸成していくことも必要である。

乳幼児期の教育・保育事業については、待機児童の解消をはかりつつ、子どもを安心して育てることができるよう、教育・保育の量と質、両面の確保をしていくことが必要である。

社会生活を円滑に送る上で困難を有する若者に対しては、より一層の取り組みが求められており、支援につながるための取り組みを進めるとともに、自立を希望する若者が社会と関わる意欲を回復し、社会的自立に必要なスキルや経験を身につけられるよう、企業、地域、行政が一体となって子ども・若者の支援を充実させていく必要がある。

年々増加する児童虐待の相談対応については、虐待の予防、早期発見への取り組みの充実が必要とされているとともに、起きてしまった虐待に迅速かつ的確に対応し、支援を行っていくための相談機関の体制強化や専門性の充実が求められている。

早期子ども発達支援については、ニーズの増加に伴い、支援サービスの供給量が不足しており、解消に向けた取り組みが必要とされている。また、医療的ケア児について、適切な支援を受けられるよう、各関係機関の連携体制を一層推進していく必要がある。

IV 施策・事業

1 施策

(1) 子どもの権利を守り生かすことへの支援

子ども条例の認知度について、平成 20 年度から 5 年ごとの調査結果を見ると、子どもは上昇傾向であるものの、保護者については下降し続けている。18 歳以上の市民の方を対象とする市政アンケートでは、平成 25 年度に認知度が一旦上昇し、平成 30 年度には 37.7%から 32.6%と 5.1 ポイント減少した。

子どもの権利を保障するため、子ども条例の趣旨が広く市民に周知され、共有されるようつとめられたい。例えば、子ども条例の日を設け全市を挙げて条例に親しむ機会をつくる、公立小中学校で長期休暇の課題として配られる冊子に条例について記載するなど学校との連携をはかる、地域で活動する支援者に条例を知ってもらい、子ども食堂など自然と人が集まる場所で周知してもらおうといった地域と連動した取り組みを行う等が考えられる。

さらに、子どもが意見を表明する機会が与えられ、子ども・若者が社会参画する取り組みを広範に定着させることが望まれる。例えば、子どもが容易にパブリックコメントに参加できる工夫なども必要である。

また、調査では身体の性と心の性の不一致を感じると回答した若者が一定数いるという結果が示され、こうした子ども・若者への相談支援やセクシュアル・マイノリティについての理解促進についても今後取り組まれることを期待する。

(2) 子どもの健康の支援

引き続き子どもが安心して医療や健診を受けられる環境を整えていくとともに、健診に満足したか、周りの人に健診の受診を勧められるような内容かといった検証を行い、事業の実施により、子どもの健康が確保されるよう、質を高めていくことが望まれる。

子どもたちの生きる力を育てるため、運動好きの子どもを増やす取り組みを進め、子どもの体力・運動能力の向上の推進をはかっていくことや、朝食を食べるなどの望ましい生活習慣を身につけられるよう食育を進めていくことなども必要である。

(3) 居場所と安全の支援

小学校就学後の全ての子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、保護者が就労等している子どもに対しては、いわゆる小1の壁という課題について、放課後児童クラブ等において子どもの受け入れができるようにしていくことが必要である。あわせて、学校と地域が連携して、放課後の子どもの育ちを支援する体制を充実させることが望まれる。

地域において、子どもと大人との接点が少なくなってきている。信頼できる大人と出

会えるような居場所を提供していくことが求められる。退職した人や子育てを終えた人など地域の大人が、居場所づくりの活動に気軽に協力できる仕組みづくりがなされることを期待する。

子どもや若者が集まることのできる場所が限られているため、家や学校でない、あるいは家や職場ではない「第三の場所」を地域の協力を得てつくり、大人が見守ることが望ましい。子ども同士、あるいは大人と関わりあう機会が増えることで、コミュニケーション能力の育成につながるるとともに、居場所のない子どもたちがドロップアウトしてしまう事態を防ぐこともできると考える。

さらに、ひとり親家庭の子どもの居場所の支援について、対象を広げるなど事業を拡大しながら継続していくことが必要である。

また、子どもの安全の確保に向け、広く日常生活の中で、地域の人に子どもたちを見守ってもらう取り組みを広めていくことが望まれる。

(4) 学びの支援

すべての子どもが基礎学力を養うことはもちろんのこと、自己肯定感や対人コミュニケーション力の育成のために学校が果たす役割は大きく、学校における支援を講ずることは非常に重要である。

画一的な一斉授業からの転換を進め、基礎的な学力の確実な定着と、他者と協同しつつ自ら考え抜く自立した学びを実現するための授業改善をはかられたい。

学年が上がるごとに勉強ができない、あるいは勉強が嫌いと答える子どもが増える傾向があり、配慮・対応が必要である。

小学校低学年で家庭の経済状況など自分の置かれている状況に気がつきはじめ、学習意欲が低下したり自分の未来を見通せなくなるといったことが起きたり、義務教育が終わる中高接続の部分が困難を引き起こすきっかけになったりするとされており、学齢段階に応じた支援が必要となる。市の内部の連携にとどまらず、県や民間などさまざまな教育機関と連携していくことも望まれる。

学びの支援のためには、支援する側の支援が必要であり、教職員配置の充実など学校教職員の多忙化解消に取り組むとともに、少人数教育の充実などについても検討されたい。

少人数教育に関して、平成26年3月名古屋市立中学校生徒の転落死に係る検証委員会検証報告書における提言「中学校2年生の35人学級編制の実現」を盛り込むべきという意見もあった。

(5) 多様な交流と体験の支援

子どもたちは、地域の中で異なる年齢の子どもと遊ぶことや、大人と交流することを通して、主体性や社会性を身につけていくことができる。地域の大人が見守りながら、

豊かな遊びや交流の機会が提供されることが必要である。

しかしながら、子ども会をはじめとする地域の活動が減っており、遊びや交流の機会が少なくなっていくことが懸念される。子ども会の運営には、大人の労力を必要とするが、役員等のなり手が不足しており、課題である。また、実際に役員等になった場合に、交流や打合せの場所を確保することに苦慮している現状があり、働いている保護者でも使いやすい時間帯に適切な場所があるとよいという意見もあった。

子どもが、さまざまな機会を捉えて地域の大人と交流することも有用であり、例えば、進路選択の際に、将来の職業を勘案して決めるように言われても、保護者の職業以外にふれた経験がないと職業に対するイメージがしにくいいため、身近な地域の人と対話する中で、さまざまな職業や働き方に出会えるといいのではないかとといった提案がなされた。地域や企業と連携することで、幅広い機会が提供されることが望ましい。

さらに、ダイバーシティの視点から、世代間交流だけでなく、多様な立場の人たちとの交流も大切であり、例えば、特別支援学校に通う児童が、自分の住む地域の学校の児童と交流できるような機会を設けるなど、障害のある子どもと障害のない子どもの交流ができるといいといった意見があげられた。

(6) 子ども・親総合支援

子どもが権利の主体であるという意識が社会に浸透していくよう取り組むとともに、さまざまな悩みや不安を抱える子どもや親に対し、子どもや親の状況を踏まえて、総合的・包括的に支援し、子どもが将来の夢や目標に向かって踏み出すことができるよう発達段階に応じた支援をすることが必要である。

子どもが自分自身の興味・関心や適性を知り、将来やりたいことや自分の能力を活かせる針路を自ら選択できる力を身につけるため、早い段階からの発達段階に応じた支援が必要である。職業に限らず、生涯を通じたライフプランを描けるよう、専門的な見地からの支援が行われることが望ましい。

現在、設置に向けて取り組んでいる子どもの権利擁護機関や試行的に取り組んでいる子どもライフキャリアサポートモデル事業、家庭訪問型相談支援モデル事業等についても、本格実施に向け、上記趣旨に応じた事業となるよう、しっかりと検討をしていくことが必要である。

(7) 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

切れ目のない支援を進めていくためには、子どもが生まれてからだけではなく、子どもが生まれる前の妊娠期から支援を行っていく必要がある。これから親になる人が集まる場等での子育てにかかる情報提供を充実させ、揺さぶられっこ症候群などについて啓発することで虐待防止につなげていくことも重要である。

核家族化が進展しているとともに、近隣に親族や知人のいない家庭が増えており、子

育てることへの悩み・不安の解消に対する取り組みや在宅で子育てをする人への支援がより一層必要とされている。保護者それぞれに合ったわかりやすい情報提供が行われるとともに、早期にきめ細かくフォローするような環境づくりが求められている。相談窓口については、ワンストップで相談できることが望まれるが、相談内容によっては1か所での対応が難しい場合もあるため、相談機関が役割分担を行い、それぞれが連携しながら対応できる仕組みづくりとそのマネジメントが必要である。

支援を充実したものにするためには、保護者の相談を傾聴する支援者の専門性も必要となる。保健センターの健診を受けないなど、子育てに何らかの困難を抱えていることが予測される家庭に対しては、孤立させないためのアプローチを試みる必要がある。特に家族だけでは解決できない複雑な問題を抱える家庭に対しては、訪問支援をはじめ、より積極的な関わりを持つことが必要である。

予期せぬ妊娠や子育ての不安感・負担感が子どもの虐待につながることもあることから、相談できる場所や、交流し悩みを話し合える場所、孤立しないための環境を整えていくなど、精神的なケアを含めた取り組みを進めていくことも重要である。こうした支援を充実していくためにも、医療機関と区役所・保健センターの連絡体制を強化していくことが求められている。

さまざまな子育て支援を通して、保護者が子どもを生き育てることに喜びを感じ、親として成長していけるよう取り組まれない。

(8) 経済的負担の軽減

子育てに経済的負担を感じる保護者の割合は、平成 25 年度調査 56.5%から平成 30 年度調査 39.5%と 17.0 ポイント減少しており、中学 3 年生までの入院・通院にかかる医療費自己負担額の助成制度などの取り組みが一定効果をあげていると評価できる。こうした子育て支援にかかるサービスへの助成・負担軽減制度を引き続き実施されたい。

子育て世代の負担が軽減されつつある一方で、子どもがほしいと思わない理由として経済的負担をあげている若者の割合が 54.8%と高かったことから、子どもを生む前の世代に、子育てにかかる支援がしっかりあるということを積極的に広報していくことも必要ではないかとの意見も出された。

(9) 地域全体での子育て支援

これまで、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業等の拡充をはかってきたところであるが、子育て家庭がそれらの事業につながり、必要な支援を受けられるよう、情報提供の方法を工夫することや事業を利用しやすい仕組みづくりに、より一層つとめられたい。

特に、子どもが小さいときには、移動の負担が大きいことから、身近な場所で支援が

受けられる体制を整えられたい。地域に支援の場があることで、近隣の子育て家庭等との交流がはかれるといった効果も期待できる。

地域、民間等にも子どもや子育て家庭への理解を促し、支援に積極的に関わってもらえるよう、地域が子育てを温かく見守り、地域全体で子どもを育てていくという意識の醸成をはかっていくことも必要である。

(10) 子どもや子育て家庭が快適で安全に過ごせる環境づくり

子育て家庭へのアンケートやインタビューでは、小さな子どもを同伴した保護者が公共交通機関を利用する場合に不便を感じたり、肩身の狭い思いをしたという声があった。こうした声を踏まえ、子どもを持つ保護者が気兼ねすることなく利用できる公共交通機関の整備やユニバーサルデザインを踏まえた安心・安全なまちづくりを推進していくことが望まれる。また、ハード整備だけでなく、社会全体で子育てするという機運の醸成に向け、街や駅、車両などに、「ベビーカーを押している人に優しくしよう」と呼びかけるポスターを掲示するなど、「子育て世帯にやさしい都市」としての広報を行うことが望ましいとの意見もあった。

子どもや子育て世帯が利用する公園について、数は充実しているものの、広さや設備が十分でなく、ボール遊びなど年齢に応じた遊びができないため、各年齢層の子どもが楽しめる公園整備を進めてほしいといった意見が出された。

安全の観点から、平常時だけでなく、災害等が起きた場合に、乳幼児などを抱える子育て家庭の避難所やその後の生活について、特段の配慮がなされるよう体制を整えておくことも重要である。

子育て家庭が快適で安全に過ごせる環境づくりは、子どもを持つ保護者だけでなく、その他の市民にとっても有益であると考え。また、都市の魅力を高め、名古屋に住んでもらうという観点から、子どもがいる世帯に対する住宅施策の推進や子ども出かけることが楽しくなるまちづくりを進めていくことにつとめられたい。

(11) 多様な働き方に対応できる環境整備の促進

働いていた母親のうち出産前後（それぞれ1年以内）に仕事をやめた割合は平成25年度調査92.5%から平成30年度調査55.3%と大幅に減少しており、出産後も仕事を続ける女性が増えてきている。出産後も仕事を継続する人にとって働きやすい環境を整えていくことの重要性がより一層高まっている。一方で、現在就労していない母親のうち、今後就労を希望する割合は7割を超えている。希望に合わせた就労につながるよう支援を進めていくことが必要である。

「仕事を中心となっており、家庭生活の比重が高まるといい」と回答した父親の割合は平成25年度調査37.0%から平成30年度調査42.9%と5.9ポイント増加している。企業のワーク・ライフ・バランスへの取り組みの促進や仕事と育児の両立意識の啓発な

どをより一層進めていく必要がある。出産直後の育児参加の有無がその後の育児の分業化に大きな影響を与えるとも言われており、その時期の男性の育児取得を促進するため、育児休業給付金への上乗せをしてはどうかとの提案もなされた。

また、女性の社会進出等に伴い、延長保育や病児保育の拡充が必要とされる一方で、長時間労働や子どもが病気になっても働かなければならない状況自体が課題であり、その解消に向けて検討が必要であるとの意見があった。

(12) 質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供

乳幼児期の教育及び保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。質の高い乳幼児期の教育・保育の提供のためには、各園の提供する教育・保育の質を充実・向上させるとともに、そのような各園の取り組みを支える研究・研修、教育・保育に関する相談などの取り組みも充実していくことが求められている。

保育所、認定こども園、幼稚園のいずれにおいても、すべての子どもが、周りの人々から尊重され、自分を肯定する感覚を養うようにするとともに、遊びを通して、乳幼児期の生活や学びが充実し、「生きる力」の基礎となる「資質・能力」が豊かに発達していくように、小学校教育との円滑な接続にも配慮した幼児期の教育・保育事業の充実がなされることが望まれる。

「定期的な教育・保育の事業」を利用している保護者の割合は上昇しており、特に保育の分野では、ここ数年、待機児童対策、保育ニーズへの量的対応の取り組みが重点的に進められ、成果をあげてきたところであるが、そのことが需要を喚起している面もあることから、保護者の就労希望の変化等も十分考慮しながら、教育・保育事業の整備を進めていくことが必要である。量的拡大の一方で、保育の質の向上も求められており、人材確保・人材育成は非常に重要である。

教育・保育の現場では、人材不足が大きな課題となっているため、適切な人員配置や研修体制の充実などに引き続き取り組まれない。とりわけ、研修体制の充実については、正規職員だけでなくその他のスタッフまで対象を拡大することや、園外研修の実施に加えて、園内研修の実施の促進・充実をはかることが望ましい。また、第三者評価の実施など、質の向上のための取り組みをさらに推進されたい。なお、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が始まるが、国の動向を踏まえ、適切に対応していくとともに、無償化の実施に伴い、財源が確保できず、保育の質が低下してしまうといった事態を招かないよう十分に配慮されたい。

ほかにも、保護者へのヒアリングでは、教育・保育事業を利用する前の情報収集に苦労したという声があった。子どもを抱え、長時間、あるいは数日間にわたって外出し、情報収集にあたることは負担が大きく、特に、区の境目に居住していると、より負担感が増すため、配慮をしてほしいという意見が出された。

(13) 社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援

ニート、引きこもり、不登校など困難を有する子ども・若者の問題に対しては、「子ども・若者総合相談センター」を核とした官民のネットワークの充実がはかられているところであるが、相談件数が年々増加しており、初回相談までに相当の時間を要している現状があるため、体制の強化など対策を講じていくことが必要である。同時に、若者が気軽に相談できる環境を整え、より早い段階から支援につながる体制づくりが望まれる。さらに、ボランティアをはじめとした市民や地域など専門家以外の支援による子ども・若者の支援の充実をはかっていくことも求められている。就労支援を行う現場の支援者からは、若者の働くことに対するモチベーションが落ちており、その動機づけに苦慮しているといった声も聞かれ、求職活動が長期化したり、短期離職をしたりする若者が増加している現状がある。自立を希望する若者が社会と関わる意欲を回復し、社会的自立に必要なスキルや経験を身につけられるような支援が必要である。企業、地域、行政が一体となり、相談から就職、職場定着までの一貫した支援をしていくことが期待される。

また、予防的観点から、就職した若者が安心して仕事を続けていけるような職場環境づくりに向けた啓発や若者の権利を守れるような取り組みを進める必要があるのではないかとの意見があった。

就職困難、居場所の喪失等のリスクが高くなることから、中学校卒業後未進学者や高校中退者などの支援体制も求められている。

(14) 児童虐待等への対応

増加する子どもの虐待相談に迅速かつ的確に対応し、支援を行っていくため、引き続き相談機関の体制や専門性を充実させていくとともに、保護児童の退所時における家族との再統合に向けた支援を強化していく必要がある。さらに、子どもに関わるすべての機関において虐待についての知識を深める研修を行ったり、地域の大人たちに見守りを行ってもらえるようはたらきかけるなどの取り組みを進めるとともに、医療機関と区役所・保健センターとの連携を充実するなど、未然防止、早期発見に資する体制を強化し、虐待リスクが高い、本当に支援が必要な人を把握し、妊娠期からの切れ目のない支援が提供されるようつとめられたい。

未然防止の取り組みのひとつとして、特別養子縁組や社会的養護など、社会の中で子どもを育むシステムがあることを早い段階で理解しておくことで、実際に妊娠・出産したときに支援につながりやすくなり、虐待を防ぐことができるのではないかといった意見もあった。

また、子どもの目の前で配偶者等に暴力を振るうことは、子どもに対する心理的虐待にあたること、配偶者等への暴力がある家庭において児童虐待リスクが高いことへの懸念から、DVへの対応の充実も求められる。

(15) ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援

平成30年度に名古屋市が実施したひとり親世帯等実態調査によれば、母子世帯の母親の大半が就労している一方で、就労形態としてはアルバイト・パートが約4割を占めている。また、母子世帯の平均年間世帯収入は約320万円であり、子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査における平均年間世帯年収（約800万円）と比較すると、約4割という結果となった。一方、父子世帯の平均年間世帯収入は約570万円であった。依然、ひとり親家庭は経済的に厳しい状況にあると言える。

ひとり親家庭の経済面での課題は、子どもの貧困の問題とも大きな関わりを持っており、ひとり親家庭に対する経済的支援、ならびに、子育てと両立可能な就労の支援が必要とされている。

加えて、一人で子育てをすることへの孤独感や時間的余裕がないことなど、ひとり親が抱える困難がある。家庭生活への支援や精神面の支援を強化することにより、ひとり親家庭の子どもが健やかに育つ環境の整備を行うことが必要である。

また、離婚前においても、ひとり親家庭への支援施策についての情報提供などがなされることが望ましいとの意見があった。

(16) いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応

1日のうち長い時間を過ごす学校での体験が及ぼす影響は大きく、子どもにとって、学校の中に居場所を見いだすことは大切である。子どもの健やかな育ちのため、学校における子どもへの支援について、これまで以上に取り組む必要がある。

いじめは、子どもの心身に深刻な影響を及ぼす、決して許されない行為であり、未然防止に取り組むとともに、早期に発見し、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行うことが非常に重要である。就学齢期の子どもたちは多くの時間を学校で過ごすことから、学校は問題を早期発見するプラットフォームとなることが期待されている一方で、教員の多忙化が大きな課題となっている。子ども一人ひとりとふれ合う時間が確保できるよう教員の多忙化解消に取り組まれない。なごや子ども応援委員会などをより一層充実するとともに、学校の教職員だけで対応にあたるのではなく、関係機関との連携を強化することも必要である。

(17) 社会的養育が必要な子どもへの支援

児童養護施設においては、被虐待や障害等の多様な困難を有する子どもを受け入れている状況があり、そうした子どもを受け止めることができるよう、質の向上も含めた施設運営の充実が望まれる。入所中の子どもが安心して過ごすために、子ども同士の関わり合いも含め、安全に配慮することも重要である。

保護者等に傷つけられた子どもの育ちのためにも、より家庭的な養育環境で育てられることが望まれていることから、里親及びファミリーホームへの委託の推進や地域

小規模児童養護施設の拡充が求められている。国の社会的養育ビジョンの中でも里親委託を一層進めていくことが掲げられており、その推進とともに、里親に対する支援も十分になされるよう留意が必要である。

また、社会的養育を受けていた子どもの自立に向け、進学や就職を支援するとともに、進学・就職した後のフォローアップの充実につとめる必要がある。

(18) 障害や発達に遅れなどのある子どもとその家庭への支援

保護者に対し、発達の遅れやアンバランス、障害がある子どもの特性について正しい理解を促すとともに、まずは保護者の不安感を受け止め、育児不安の段階からの支援をしていく必要がある。

発達障害の認知の高まりや子育て環境の変化などにより、早期子ども発達支援の対象が拡大しており、量のニーズがより高まっているとともに、求められる支援の質も変化してきている。これらの課題に対応するため、早期子ども発達支援の供給量不足に対する取り組みや児童発達支援センター等による他機関へのバックアップなどの充実につとめられたい。とりわけ、地域療育センターにおける初診待機期間の長期化は大きな課題であり、対応が望まれる。

障害のある子どもの幼稚園、保育所での受け入れや障害児の保育の充実、学校でのサポート体制の充実やインクルーシブ教育への対応、放課後の居場所づくり、就学後社会へ出て自立していくための支援など、切れ目のない支援ができるよう、子ども・子育て支援の一般施策と子ども発達支援施策を一体的に実施する必要があり、その体制の整備が課題である。とりわけ、発達障害やその疑いのある子どもが適切な指導・支援を受けられるよう取り組むことや、高等特別支援学校など特別支援教育にかかる施設の整備や人的配置の拡充など、合理的配慮に基づいた支援がなされることが望まれる。

市民が理解を深め、発達の遅れやアンバランス、障害がある子どもが地域で安心して暮らすことができるよう、普及啓発の強化につとめることも大切である。

そのほか、医療的ケアを必要とする子どもが安心して地域生活を送れるよう、適切な支援を提供するため、各関係機関の連携体制を一層推進していく必要がある。

(19) 外国につながる子どもとその家庭への支援

外国から日本に来ている人の中には、日本語をよく理解できない人もおり、相談窓口や支援制度を知るにも不利な状況にある。また、出身国と日本では文化も異なり、異文化の環境の中で生活を余儀なくされていること、周りに同じ国の人があまりいないことなどから孤立しがちである。適切な情報提供や支援の方法に留意するとともに、外国人同士の交流の場の充実や多言語に対応できる相談窓口を強化していくことも必要である。

長期に在住している外国籍の子ども・若者が増えており、教育を受ける上で言語的・

文化的に不利な条件に置かれている場合もあるため、その生活・教育・就労を支援する体制の強化が望まれる。

(20) 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進

調査結果によると、生活レベルが「やや苦しい」「かなり苦しい」と感じている子どもは勉強時間が少ない、自己肯定感が低い、大学進学希望が少ないなどの傾向が見られた。子どもの健やかな育ちを保障するには、子育て家庭の経済的基盤を支えることが欠かせない。経済的支援が保護者支援に留まらず、その効果が子どもに行き届くような工夫も必要である。

子どもがその環境にかかわらず、健やかに育っていけるよう、学習機会の提供など学習をサポートする支援に加え、さまざまな体験の機会を提供するなど総合的な支援を行っていく必要がある。貧困の連鎖、経済的格差の拡大・固定化を生じさせないために、多様な進路選択を可能とする支援も望まれる。

貧困の問題を解決していくためには、とりわけ、就労機会や雇用形態の改善も必要であり、生活困窮状態にある保護者や不安定就労の若者に対する職業訓練と就職の支援も必要である。

教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援を包括的に進めることが求められており、貧困状態にある子ども・若者や保護者に対する支援をより拡充していくことが望まれる。

2 事業

施策の推進に資する事業を適切に実施されたい。

3 進捗管理

計画の実施状況等について、子ども・子育て支援協議会に意見を聴き、施策の進捗を適切に評価し、必要に応じて見直しをはかることができるよう、仕組みを工夫することも期待される。

V 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を作成することとされている。その計画の中では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることになっている。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等を踏まえて作成されることが必要である。

子ども・子育て支援事業計画の作成にあたっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、調査結果を踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。

子ども・子育て支援法に定める基本指針の趣旨を踏まえ、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談を行い、適切な情報提供につとめることが必要である。また、幼稚園・保育所をはじめとした、安全・安心な活動場所等子どもの健全な発達のため、良質な環境を整えることや人材を育て、生かしていくことも重要であると考えます。

こうした点を踏まえ、名古屋市が定めた支援事業計画が的確に実施されるとともに、その評価・検証を行い、ニーズに的確に対応していくことが必要である。

「子どもに関する総合計画」は子どもの健やかな育ちを支援するための大きな方向性を示す計画であり、「子ども・子育て支援事業計画」における量の確保においても、その方向性を同じくすべきものであることから、両者を一体とした計画として策定していくことが望ましく、法に定められた事業の量の確保について記載するにあたっては、施策に記述された質の確保等の方向性についても十分留意しながら、策定されることを期待する。

注：特に記載のない名古屋市が実施した調査の結果については、「平成 30 年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査」を示す。

参考資料

1 検討経過

会議等	開催日	議題等
第1回子ども・子育て支援協議会	平成29年 6月13日	・次期子どもに関する総合計画の策定準備について
第1回次期計画準備・調査部会	8月28日	・部会について ・わくわくプラン2015策定当時の状況の変化、新たな課題について
第2回子ども・子育て支援協議会	10月31日	・次期計画準備・調査部会の開催報告について
第2回次期計画準備・調査部会	10月31日	・第1回部会での検討内容について ・実態調査の調査項目について ・次年度に設置する部会について ・計画の一本化について
第3回次期計画準備・調査部会	平成30年 1月12日	・第2回部会の概要について ・各種実態調査の調査票素案について ・部会設置案及び構成員について
第3回子ども・子育て支援協議会	2月8日	・次期計画準備・調査部会の開催報告について
第1回総合計画策定部会	4月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・次期子どもに関する総合計画策定にかかる部会の役割について ・次期子どもに関する総合計画策定スケジュールについて ・次期子どもに関する総合計画策定の方向性について ・次期子どもに関する総合計画策定にかかる調査について
第1回子ども・若者計画部会	5月21日	
第1回子育て家庭計画部会	5月24日	
第1回教育・保育計画部会	5月25日	
第1回子ども・子育て支援協議会	6月11日	・計画部会の開催状況について
第2回教育・保育計画部会	9月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体からのヒアリング ・教育・保育にかかる施策のあり方について ・子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の二次分析について
第2回子ども・若者計画部会	10月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体からのヒアリング ・子ども・若者にかかる施策のあり方について ・子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の二次分析について

会議等	開催日	議題等
第2回子育て家庭計画部会	10月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体からのヒアリング ・子育て家庭にかかる施策のあり方について ・子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の二次分析について
第2回総合計画策定部会	10月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画3部会における検討状況等について ・子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の二次分析について ・次期子どもに関する総合計画の基本的な視点について
第2回子ども・子育て支援協議会	10月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画部会からの報告について
第3回教育・保育計画部会	12月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育にかかる施策のあり方について ・子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策(案)について
第3回子育て家庭計画部会	12月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭にかかる施策のあり方について ・子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策(案)について
第3回子ども・若者計画部会	12月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者にかかる施策のあり方について ・子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策(案)について
第3回総合計画策定部会	12月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画3部会における検討状況等について ・次期子どもに関する総合計画の理念等について
第3回子ども・子育て支援協議会	平成31年 2月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問 ・計画部会からの報告について
第4回子ども・若者計画部会	4月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)における子ども・若者にかかる施策の方向性について ・なごや子ども条例の周知・啓発について
第4回教育・保育計画部会	4月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)における教育・保育にかかる施策の方向性について ・なごや子ども条例の周知・啓発について
第4回子育て家庭計画部会	4月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)における子育て家庭にかかる施策の方向性について ・なごや子ども条例の周知・啓発について
第4回総合計画策定部会	令和元年 5月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)について ・なごや子ども条例の周知・啓発について
第1回子ども・子育て支援協議会	6月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・次期子どもに関する総合計画にかかる答申案について

なごや子ども・子育て支援協議会 委員（平成 29 年 6 月 1 日～）

会 長 金井 篤子

副会長 平石 賢二

氏 名	所 属 団 体 等	部 会			
		総	子	家	教
浅野 香代子	名古屋市子ども会連合会		○		
石田 ゆり子	名古屋市民生委員児童委員連盟			○	
近藤 晶子	名古屋市立高等学校 P T A 協議会 (伊藤委員 平成 30 年 9 月 1 日～委員交代)		○		
伊藤 智子					
伊藤 一美	特定非営利活動法人子ども&まちネット		○		
大曲 春菜	公募委員			○	
中村 弘佳	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 (小野委員 平成 30 年 5 月 22 日～委員交代)				
小野 浩伸					
門間 晶子	名古屋市立大学看護学部	○		◎	
金井 篤子	名古屋大学大学院教育発達科学研究科	◎			
佐藤 文枝	名古屋市地域女性団体連絡協議会 (近藤委員 平成 30 年 5 月 22 日～委員交代)			○	
近藤 明代					
近藤 正春	桜花学園大学	○			◎
山口 洋子	名古屋市保護区保護司会連絡協議会 (酒井委員 平成 30 年 9 月 1 日～委員交代)				
酒井 雅直					
五十嵐 登	公益社団法人愛知県防犯協会連合会 (佐藤委員 平成 30 年 5 月 22 日～委員交代)				
佐藤 勇治					
末盛 慶	日本福祉大学社会福祉学部	○	○		
杉浦 巖	愛知県警察本部生活安全部少年課				
藤井 斉子	名古屋市立小中学校 P T A 協議会 (西田委員 平成 30 年 5 月 22 日～委員交代) (高江洲委員 令和元年 5 月 22 日～委員交代)			○	
西田 さよ					
高江洲 真紀					
竹内 景子	愛知県弁護士会				○
谷口 由希子	名古屋市立大学大学院人間文化研究科	○	○		
野口 雅弘	名古屋商工会議所		○		
東村 誠	愛知県経営者協会			○	
松本 正孝	愛知県私学協会名古屋支部 (日下委員 令和元年 5 月 22 日～委員交代)		○		
日下 照方					

氏名	所属団体等	部会			
		総	子	家	教
平井 誠敏	名古屋市児童養護連絡協議会		○		
平石 賢二	名古屋大学大学院教育発達科学研究科	○	◎		
藤岡 省吾	公益社団法人名古屋民間保育園連盟				○
太箸 俊一	愛知県中小企業団体中央会			○	
野田 敦敬	名古屋市教育委員会				○
船津 静代	(船津委員 平成30年10月31日～委員交代)				
神野 英之	名古屋市区政協力委員議長協議会			○	
堀場 光二	(堀場委員 平成30年9月1日～委員交代)				
松永 由美子	連合愛知名古屋地域協議会			○	
真野 寿雄	一般社団法人名古屋市医師会			○	
杉浦 巖	愛知県警察本部生活安全部少年課				
三ツ井 健幸	(三ツ井委員 令和元年5月22日～委員交代)				
鈴木 加代子	名古屋人権擁護委員協議会				
山口 洋子	(山口委員 平成30年9月1日～委員交代)				
山田 友美	公募委員		○		
山本 広枝	社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会		○		
萬屋 育子	特定非営利活動法人CAPNA			○	
若松 元知	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会				

なごや子ども・子育て支援協議会 臨時委員（平成 29 年 6 月 1 日～）

氏名	所属団体等	部会			
		総	子	家	教
上田 敏文	名古屋市立大学大学院人間文化研究科				○
小野田 誓	公認会計士小野田誓事務所				○
河村 暁	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会				○
竹内 洋江	特定非営利活動法人名古屋おやこセンター				○
鬼頭 稔	名古屋市立小中学校長会				
新井 宏法	(新井委員 平成 30 年 5 月 22 日～委員交代)				
松山 清美	(松山委員 令和元年 5 月 22 日～委員交代)				
鵜飼 数正	なごや若者サポートステーション				
古池 哲朗	愛知県産業労働部就業促進課				
鯉沼 良久	名古屋市立高等学校長会				
松浦 和彦	(松浦委員 令和元年 5 月 22 日～委員交代)				
後藤 秀爾	愛知臨床心理士会 福祉領域部会専門委員				
榊原 晴親	厚生労働省愛知労働局職業安定課				
杉山 龍吾	(杉山委員 平成 30 年 5 月 22 日～委員交代)				
岩井 秀憲	(岩井委員 令和元年 5 月 22 日～委員交代)				
星野 智生	一般社団法人愛知 P F S 協会				
山田 健治	愛知県警察本部生活安全部少年課				
島崎 徹也	名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会 (平成 30 年 4 月 1 日～)		○		
賀屋 哲男	名古屋市学童保育連絡協議会 (平成 30 年 4 月 1 日～)			○	
伊藤 健治	東海学園大学教育学部教育学科 (平成 30 年 5 月 22 日～)				
小林 由美子	名古屋学院大学スポーツ健康学部子どもスポーツ教育学科 (平成 30 年 5 月 22 日～)				
間宮 静香	愛知県弁護士会 (平成 30 年 5 月 22 日～)				

部会欄について

・部会の別

「総」次期計画準備・調査部会、総合計画策定部会 「子」子ども・若者計画部会

「家」子育て家庭計画部会

「教」教育・保育計画部会

・所属委員

「◎」部会長 「○」部会員

